

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町 2-2-4	01-003250

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 7 月 8 日～令和 5 年 1 月 7 日（6 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

株式会社銭高組の元使用人が、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜（2）評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和 4 年 5 月 31 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）第 2 条第 1 項及び別表第 2（談合及び競売入札妨害）第 9 号に該当するため。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）